

種目	対象者（いずれかに該当する者）	基準額	性能等	耐用年数
----	-----------------	-----	-----	------

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の者（18歳以上） ②寝たきりの状態にある難病患者等	154,000円	腕又は脚の訓練のできる器具を付帯し、原則として障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の者（6歳以上18歳未満） ②下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	159,200円	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
特殊マット	①下肢又は体幹機能障がい1級で、常時介護を要する者 ②寝たきりの状態にある難病患者等	19,600円	褥瘡 <sup>じよくそう</sup> の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊尿器	①常時介護を要する下肢又は体幹機能障がい1級の者 ②自力で排尿できない難病患者等	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
入浴担架	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で、入浴の際に他人の介助を要する者	82,400円	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができるもの	5年
体位変換器	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で、自力で体	15,000円	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に	5年

	位変換ができないため、 他人の介助を要する者 ②寝たきりの状態にある 難病患者等		使用できるもの	
移動用リフト	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の者 ②下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	159,000円	介護者が障がい者を移動させる際に、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
訓練用いす	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の者（18歳未満）	33,100円	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年

【自立生活支援用具】

入浴補助用具	①入浴に介助を必要とする下肢又は体幹機能障がい者 ②入浴に介助を要する難病患者等	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
便器	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の者 ②常時介護を要する難病患者等	4,450円 手すり付き 5,400円	障がい者が容易に使用できるもの。手すりを付けることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊便器	①上肢障がい2級以上で、排便後の処理が困難な者 ②知的障がいA判定で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	151,200円	リモコンのボタン操作等により、温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

	③上肢機能に障がいのある難病患者等			
頭部保護帽	①平行若しくは移動機能障害又は下肢若しくは体幹機能障がい者 ②知的障がい者 ③精神障がい者 (知的障がい者及び精神障がい者については、医師の意見書によりてんかん発作等により頻繁に転倒することが確認できる者)	スポンジ・革製 15,656円	転倒の衝撃等から頭部を保護できるもの	3年
		スポンジ・革・プラスチック製 37,852円		
歩行補助杖（一本杖）	①平行若しくは移動機能障がい又は下肢若しくは体幹機能障がいを有し、本用具の使用により歩行機能が補完される者	木材 2,688円	障がい者が容易に使用できるもの	3年
		軽金属 3,512円		
移動・移乗支援用具	①平行若しくは移動機能障がい又は下肢若しくは体幹機能障がい者（家庭内の移動等において介助を必要とする者） ②下肢に障がいがある難病患者等	60,000円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり	8年

			動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	
火災警報器	①2級以上の身体障がい者 ②A判定の知的障がい者 ③1級の精神障がい者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせるもの。1世帯につき、2台を限度とする。	8年
自動消火器	①2級以上の身体障がい者 ②A判定の知的障がい者 ③1級の精神障がい者 ④難病患者等 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年
電磁調理器	①2級以上の視覚障がい者 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②A判定の知的障がい者 (18歳以上)	41,000円	障がい者が容易に使用できるもの	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	①視覚障がい2級以上の者	7,000円	視覚障がい者が容易に使用できるもの	10年
聴覚障がい者用屋	①聴覚障がい者2級以上の者	87,400円	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年

内信号装置	(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)			
-------	---	--	--	--

【在宅療養等支援用具】

透析液加温器	①腎臓機能障がい3級以上の者 (自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者)	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
ネブライザー(吸入器)	①呼吸器機能障がい3級以上の者 ②①と同程度の身体障がい者 (診断書により必要と認められる者) ③呼吸器機能に障がいのある難病患者等	36,000円	障がい者及び介助者が容易に使用できるもの	5年
電気式たん吸引器	①呼吸器機能障がい3級以上の者 ②①と同程度の身体障がい者 (診断書により必要と認められる者) ③呼吸器機能に障がいのある難病患者等	56,400円	障がい者及び介助者が容易に使用できるもの	5年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルス)	①呼吸器機能障がい3級以上の者 ②①と同程度の身体障がい者であって、呼吸管理	72,000円	障がい者及び介助者が容易に使用できるもので、動脈血中酸素濃度及び脈拍を簡便に計測できるもの	6年

オキシメーター)	<p>上必要と認められる者 (診断書により必要と認められる者)</p> <p>③人工呼吸器の装着が必要な難病患者等</p>			
人工呼吸器用バッテリー	①呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい人工呼吸器を使用している者(診断書により人工呼吸器の利用が確認できる者)	200,000円	<p>使用している人工呼吸器専用のバッテリー(充電器及びインバーター等を含める)</p> <p>※基準額以内ならば複数台利用可能</p>	5年
発電機	①呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい人工呼吸器を使用している者(診断書により人工呼吸器の利用が確認できる者)	111,000円	AC100V(正弦波)の出力ができ、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの	10年
外部バッテリー又はポータブル電源	①呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい、呼吸管理を要し、ネブライザー(吸入器)又は電気式たん吸引器を使用している者 (日常生活用具の給付履歴で医療機器の利用を確認できない場合は、診断書で医療機器の利用を確認できる者)	51,000円	<p>AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力(W)に対応できるもの</p> <p>※基準額以内ならば複数台利用可能</p>	5年
酸素ボンベ運搬車	①呼吸器機能障がいを有し、医療保険における在	17,000円	障がい者が容易に使用できるもの	10年

	在宅酸素療法を行う者（18歳以上）			
盲人用体温計（音声式）	①視覚障がい2級以上の者（18歳以上） （視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	9,000円	視覚障がい者が容易に使用できるもの	5年
盲人用体重計	①視覚障がい2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000円	視覚障がい者が容易に使用できるもの	5年

【情報・意思疎通支援用具】

携帯用会話補助装置	①音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由の者 （発声・発語に著しい障がいをもつ者）	98,800円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの	5年
情報・通信支援用具	①上肢機能又は視覚機能障がい2級以上の者	100,000円	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器、アプリケーションソフト	4年
点字ディスプレイ	①視覚障がい者（18歳以上） （原則として2級以上で、必要と認められる者）	383,500円	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器（点筆を含む。）	①視覚障がい者	標準型A 10,712円	両面書真鍮板製 <sup>しんちゅう</sup>	標準型
		標準型B 6,798円	両面書プラスチック製	7年

		携帯用A 7,416円	片面書アルミニウム製	携帯用
		携帯用B 1,699円	片面書プラスチック製	5年
点字タイプライター	①視覚障がい2級以上の者 (本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者)	63,100円	視覚障がい者が容易に使用できるもの	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	①視覚障がい2級以上の者	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できるもの	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	①視覚障がい2級以上の者 (18歳以上)	99,800円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
視覚障がい者用拡大読書器	①視覚障がい者(本装置により文字等を読むことが可能になる者)	198,000円	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、拡大された画像や文字等をモニターに映し出せるもの	8年
点字図書	①主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字図書 価格	月刊や週刊等で発行されている雑誌を除く点字図	—



	い者		書とする。(ただし、年間6タイトル又は24巻とし、辞書等一括購入しなければならないものはこの限りでない。)	
盲人用時計	①視覚障がい2級以上の者 (18歳以上)	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	視覚障がい者が容易に使用できるもの	10年
音声ICタグレコーダー	①視覚障がい者2級以上の者	60,000円	視覚障がい者が容易に使用できるもの	6年
聴覚障がい者用通信装置	①聴覚障がい者又は発生発語に著しい障がいを有する者(コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者)	71,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	①聴覚障がい者(本装置によりテレビの視聴が可能になる者)	88,900円	地上デジタル放送に対応し、字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの	6年
	①聴覚障がい者(現に使用している者)	75,000円		
人工喉頭	①音声機能喪失者(喉頭摘	笛式	呼気によりゴム膜などを	4年

	出者)	5,150円	振動させ得られた音をビニール管で口腔内に導き構音化するもの(気管カニューレ付は3,193円を加算。)	
		電動式 72,203円	顎下部や頸部の皮膚において、音源を経皮的に口腔内に導き構音化するもの(電池及び充電器を含む。)	5年
人工内耳の体外装置(スピーチプロセッサ)	①聴覚障がい者(人工内耳装用者)	200,000円	体外装置とは、音を電気信号に変換し、体内装置に送信する機器のこと。医療保険等他の制度等が適用されない場合の買い替え等に限る	5年
人工内耳用電池	①聴覚障がい者(人工内耳装用者)	30,000円	人工内耳用に使用する電池及び充電器全般	—
視覚障がい者用ラジオ	①視覚障がい2級以上の者(6歳以上)	29,000円	テレビ放送の音声を受信する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用できるもの(1世帯につき、1台を限度とする)	5年

【排泄管理支援用具】

ストマ装具	①ぼうこう及び直腸機能障がい者(ストマ造設者)	蓄便袋 8,858円 (月額)	ストマから排出される便を処理するためのもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。(ストマ装具に係る付属品も給付の対象とする)	—
-------	-------------------------	-----------------------	--	---

		<p>蓄尿袋 11,639円 (月額)</p>	<p>ストマから排出される尿を処理するためのもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。(ストマ装具にかかる付属品も給付の対象とする)</p>	—
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	<p>①3歳以上で、排便又は排尿機能障がい(を有し、次のいずれかに該当する者で、紙おむつ等を必要とする者 (初回申請時に医師の意見書が必要))</p> <p>1 治療によって軽快の見込みのないストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストマ用装具を装着できない者</p> <p>2 二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿又は排便機能障がいのある者</p> <p>3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者</p> <p>4 脳性麻痺等による体幹</p>	<p>12,000円 (月額)</p>	<p>紙おむつ、脱脂綿、さらし、ガーゼ、テープ、お尻拭き</p>	—
		<p>17,716円 (6ヶ月)</p>	<p>洗腸装具</p>	—

	<p>機能障がい3級以上又は脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意志表示が困難な者で、以下のすべてを満たす者</p> <p>(1) 疾病等の発生時期が6歳未満（就学前の幼児を含む）であったもの</p> <p>(2) 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿若しくは排便の意思表示ができないもの</p> <p>(3) 介助なしでトイレに行けないもの</p> <p>(4) 介助なしで便座に座ることができないもの</p>			
収尿器	①下肢又は体幹機能障がいの者（ぼうこう機能障がい（特に失禁）のある者）	<p>男性用 普通型 7,931円 簡易型 5,871円</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製</p>	1年
		<p>女性用 普通型 8,755円 簡易型 6,077円</p>		

【住宅改修費】

<p>居宅生活 動作補助 用具</p>	<p>①下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって3級以上の者</p> <p>②下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等</p>	<p>200,000円  (一人あたりの限度額)</p>	<p>障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢機能障がい2級以上の者</p> <p>【住宅改修の範囲】</p> <p>(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>—</p>
-----------------------------	--	--------------------------------------	---	----------

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
- 2 上記の基準額は、消費税及び地方消費税の額を含んだ額であり、支給対象品目の上限額とする。
- 3 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 4 聴覚障がい者用情報受信装置（現にアイ・ドラゴンⅠ又はⅡを使用している者に限る。）の場合の自己負担額は、無償とする。
- 5 ストマ装具及び紙おむつ等（紙おむつ、洗腸装具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）については、給付券1枚に2月分の額を記載し、申請1回について3枚まで一括給付で

きるとし、洗腸装具については、給付券1枚に6月分の額を記載し、給付できる。